

令和6年4月

蟹江町立小中学校保護者 各位

蟹江町教育委員会  
蟹江町立小中学校

## 学校警察連携について

日頃は、学校教育に対しご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

すでにご承知のことと存じますが、平成26年7月の「学校警察連携制度」にもとづき、蟹江警察署と蟹江町教育委員会及び町内すべての小中学校が、下記のとおり、相互の連携に関して協定を締結しました。

つきましては、その趣旨をご理解いただき、子どもたちにとって学校及び蟹江町が安心して生活できる場となりますようご協力をお願いします。

## 記

- 1 目的 非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に関して、蟹江警察署と蟹江町教育委員会、蟹江町立各小中学校が相互に必要と認める情報の提供や相談・連絡を行い、緊密に連携して指導を行うことを目的としています。
- 2 連携 学校が警察署に相談・連絡する例としては、以下のようなものが考えられます。
  - 重大かつ深刻ないじめ、暴力行為等の犯罪の可能性が高いもの
  - 児童生徒の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要するもの
  - 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれのあるもの
  - 警察の専門的な知識、技術等が必要と判断するもの
- 3 その他 目的を達成するために、警察署の担当者が学校内でその状況を確認することがあります。